

障がいのある人もない人も 誰もが暮らしやすいまちへ

問い合わせ

ふれあい福祉課 ☎24・8052

合理的配慮の提供が義務化されました

令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務⇒義務

合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する必要があります。

合理的配慮を提供するに当たって

障がいのある人と事業者などとの間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが大切です。

過剰なサービスを提供するものではありません。小さなことでも、まず「できる」ことから始めてみましょう。「できない」ことに対しては、代わりに「できる」ことがないか探してみることで、相互理解が進み、お互いを認め合う社会への一歩となります。



福祉ふれあいフェスティバルinこまつ2024

～ともに輝く未来に向かって～

障がいの有無にかかわらず、子供から高齢者まで市民が集い、相互理解を深めることを目的にフェスティバルを開催します。

と き 10月27日(日) 10時～14時

ところ こまつドーム

障がい特性の理解促進

- 東京2025 デフリンピック聴覚障害について
- 障がい福祉事業所による物販などの出店
- ボランティア団体などによるステージパフォーマンス

交流、コミュニケーション手段の体験

- 車いす試乗体験
- 手話、音訳、点訳体験

文化芸術活動・スポーツの振興

- ふれ愛アート展(展示、表彰)
- パラスポーツ体験(車いすバスケット、ボッチャ、アキュラシーなど)
- ゆるスポーツランド2024(ご当地ゆるスポーツ体験)



誰でも参加できるパン食い競争



パラスポーツ体験、カブッキーふわふわ

第70回小松市社会福祉市民大会

と き 10月27日(日) 10時から

ところ こまつドーム アリーナ

内 容 社会福祉功労者表彰

対 象 どなたでも 参加費 無料

問 社会福祉協議会 ☎22・3354